

青森県大規模小売店舗立地審議会議事概要

1 開催日

令和元年8月26日（月） 14時00分～15時20分

2 会場

県庁南棟4階A会議室

3 出席者名

藤井会長、清野委員、西川委員、飛澤委員、佐川委員
商工政策課 三浦課長他3名

4 議事の概要

- (1) 議題1 前回（令和元年6月3日）の議事概要及び届出状況等について
事務局から、前回の審議概要及び届出状況等について報告し、議事概要として了承された。

- (2) 議題2 届出案件について

■【ホームセンターかんぶん三戸店に係る変更について】

本件について、事務局から届出内容及び庁内連絡会議の検討結果について説明を行った。これについては以下のような審議結果となった。

- ・夜間の騒音レベルの最大値の予測値が基準値をかなり超過している。住居付近での超過であり、騒音対策を確実に実施するよう、口頭で設置者へ伝えてはどうか。また、敷地境界線上よりも直近住居外壁における最大値が高いのはなぜか。

→騒音対策について、設置者へ口頭で伝える。（令和元年9月、商工政策課担当者が設置者に騒音対策を確実に実施するよう口頭で伝えた。）

夜間の騒音レベルの最大値について、敷地境界線上の騒音原因は室外機によるもので、直近住居外壁は大型車両走行音によるものである。大型車両が住居のすぐ近くを走行するわけではないが、予測地点を外壁部分としたため、大きい音を拾いやすく、敷地境界線上より最大値が高くなった。

以上のことなどを踏まえ、本件についての審議会の意見をどのようにすべきかについて審議した結果、法に基づく県の意見を述べる必要はないということで一致した。但し、下記のとおり付帯要望を求めることとした。

- 1 夜間における騒音レベルの最大値の予測値がほとんどの地点で基準値を超過しており、再予測・再々予測によっても基準値を超過している地点があること、第二種住居地域であることから、騒音対策を確実に実施し、周辺住民からの騒音の苦情があった場合には、誠意をもって速やかに対応すること。
- 2 身障者用の駐車スペースの利用に当たっては、身障者による同駐車場スペースの利用を健常者が妨げることとならないよう配慮すること。
- 3 設置者配慮事項を確実に履行すること。

■【イオンタウン青森浜田1ブロックに係る変更について】

本件について、事務局から届出内容及び庁内連絡会議の検討結果について説明を行った。これについては以下のような審議結果となった。

- ・夜間における騒音レベルの最大値の予測値が基準値を超過している地点があるものの、付近に住宅がないこと、既に営業中であるが騒音に関する苦情が発生していないことから周辺環境への影響は小さいと考えられる。

以上のことなどを踏まえ、本件についての審議会の意見をどのようにすべきかについて審議した結果、法に基づく県の意見を述べる必要はないということで一致した。但し、下記のとおり付帯要望を求めることとした。

- 1 夜間における騒音レベルの最大値の予測値がほとんどの地点で基準値を超過していることから、騒音対策を確実に実施し、周辺住民からの騒音の苦情があった場合には、誠意をもって速やかに対応すること。
- 2 設置者配慮事項を確実に履行すること。

■【(仮称) コープあおもり和徳店に係る新設について】

本件について、事務局から届出内容及び庁内連絡会議の検討結果について説明を行った。これについては以下のような審議結果となった。

- ・交通量が多いところではあるが、交通予測結果も問題なく、付近にはコンビニエンスストア等もあり、当該店舗の出店が周辺交通に与える影響は小さいと考えられる。

以上のことなどを踏まえ、本件についての審議会の意見をどのようにすべきかについて審議した結果、法に基づく県の意見を述べる必要はないということで一致した。但し、下記のとおり付帯要望を求めることとした。

- 1 夜間における騒音レベルの最大値の予測値が半数を超える地点で基準値を超過しており、再予測・再々予測によっても基準値を超過している地点があること、第一種及び第二種住居地域であることから、騒音対策を確実に実施し、周辺住民からの騒音の苦情があった場合には、誠意をもって速やかに対応すること。
- 2 店舗周辺の歩行者・自転車等の安全対策について、付近にこども園、小学校、中学校があることでもあり、十分な配慮を行うこと。
- 3 設置者配慮事項を確実に履行すること。

■【(仮称) 弘前田園複合施設に係る新設について】

本件について、事務局から届出内容及び庁内連絡会議の検討結果について説明を行った。これについては以下のような審議結果となった。

- ・夜間における騒音レベルの最大値の予測値が、騒音低減対策後においても、基準値を超過している地点があるが、0.1dBの超過であり、周辺環境への影響はほとんどないと考えられる。

以上のことなどを踏まえ、本件についての審議会の意見をどのようにすべきかについて審議した結果、法に基づく県の意見を述べる必要はないということで一致した。但し、下記のとおり付帯要望を求めることとした。

- 1 夜間における騒音レベルの最大値の予測値がほとんどの地点で基準値を超過しており、再予測についても基準値を超過している地点があること、第一種低層住居専用地域及び第一種住居地域であることから、騒音対策を確実に実施し、周辺住民からの騒音の苦情があった場合には、誠意をもって速やかに対応すること。
- 2 店舗周辺の歩行者・自転車等の安全対策について、付近に保育園、小学校、中学校があることでもあり、十分な配慮を行うこと。
- 3 設置者配慮事項を確実に履行すること。

■【スーパーセンタートラリアル十和田店に係る新設について】

本件について、事務局から届出内容及び庁内連絡会議の検討結果について説明を行った。これについては以下のような審議結果となった。

- ・交通処理能力の検討結果を見ても、周辺交通への影響は少ないと考えられる。

以上のことなどを踏まえ、本件についての審議会の意見をどのようにすべきかについて審議した結果、法に基づく県の意見を述べる必要はないということで一致した。但し、下記のとおり付帯要望を求めることとした。

- 1 夜間における騒音レベルの最大値の予測値が半数を超える地点で基準値を超過しており、再予測についても基準値を超過している地点があることから、騒音対策を確実に実施し、周辺住民からの騒音の苦情があった場合には、誠意をもって速やかに対応すること。
- 2 店舗周辺の歩行者・自転車等の安全対策について、付近に小学校、中学校があることでもあり、十分な配慮を行うこと。
- 3 設置者配慮事項を確実に履行すること。